

令和4年第4回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年12月14日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	8番 筋師光博君
9番 花村計君	10番 福田忠由君
11番 水谷育生君	

欠席議員（1名）

7番 三原勝利君

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 由谷陽久君 書記 漁野チエミ君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 山下真一君	総括課長 久保亨一君
総務課長 森尾伸君	総務課副課長 執行貴弘君
総務課主幹 森本直樹君	住民福祉課長 前田かなみ君
住民福祉課副課長 稲藪江美君	住民福祉課主幹 梶田将樹君
産業建設課長 瀬戸睦史君	産業建設課副課長 下津公広君
産業建設課副主幹 脊古景君	産業建設課主査 井上正哉君
くじらの博物館長 稲森大樹君	くじらの博物館副館長 中江環君
教育長 宇佐川彰男君	教育次長 漁野文俊君
教育委員会主幹 櫻井敬人君	

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 10 号 令和 4 年度太地町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 議案第 39 号 太地町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
- 日程第 6 議案第 40 号 職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
- 日程第 7 議案第 41 号 太地町職員の定年等に関する条例の一部改正
- 日程第 8 議案第 42 号 職員の給与等に関する条例の一部改正
- 日程第 9 議案第 43 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
- 日程第 10 議案第 44 号 太地町公共下水道条例の一部改正
- 日程第 11 議案第 45 号 太地町学童保育所設置条例の一部改正
- 日程第 12 議案第 46 号 令和 4 年度太地町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 13 議案第 47 号 令和 4 年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 48 号 令和 4 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 49 号 令和 4 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 16 一般質問

△開 会 午前9時00分

○議長（水谷育生君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。花村委員長。

○9番（花村 計君）

報告いたします。去る12月12日、午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和4年第4回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は、本日より12月19日までの6日間とし、12月17日、18日を休会といたします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（水谷育生君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達していますので、令和4年第4回太地町議会定例会は成立いたしました。ただいまから令和4年第4回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

△日程第1 会期の決定

○議長（水谷育生君）

日程第1 会期決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から12月19日までの6日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月19日までの6日間に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（水谷育生君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、久原拓美君、及び6番、塩崎伸一君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（水谷育生君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、令和4年度太地町一般会計補正予算（第4号）ほか11件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおりです。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

報告事項はありません

○議長（水谷育生君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

報告事項は、特にありません。以上です。

○議長（水谷育生君）

議会運営委員会委員長、花村委員長。

○9番（花村 計君）

報告事項は、特にございません。

○議長（水谷育生君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（水谷育生君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。令和4年第4回太地町議会定例会開催に当たり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認1件、議案11件の計12件であります。主なものは、物価高騰に伴う低所得世帯への給付事業を行うための専決補正、また、人事院勧告に伴う人件費の補正をはじめとする一般会計予算の補正議案であります。詳細につきましては、各担当者より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（水谷育生君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 承認第10号

○議長（水谷育生君）

日程第4 承認第10号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

令和4年10月28日付で専決処分させていただいている太地町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、3,329万5,000円を追加し、予算総額を39億5,944万8,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。7ページをお願いします。この補正予算は、物価高騰への緊急支援対策として、住民税非課税世帯に対し5万円を給付する事業を行うためのもので、全額国庫補助を財源として、3款、1項、社会福祉費に当該事業に係る費用を計上しております。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

まず、どういう世帯、幾らを何世帯に配ったのか。それと、非課税世帯というのはどういう世帯なのか。それと、太地の全世帯数をちょっと教えてほしいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

この事業は、世帯全員が住民税均等割非課税世帯が対象となっております。1世帯当たり5万円を給付するものでございます。640世帯分を計上しておりまして、12月12日までに487世帯に支給しております。太地町の現在の世帯数は1,562世帯でございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

5万円は何世帯と言うた。均等割が非課税っていうの、非課税世帯ってこれどういう世帯をいうのか、ちょっと教えてほしいんやけど、年収幾らとか、違うのそんなんと。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

住民税非課税世帯なのですが、所得が一番、所得の世帯の人数とかによっても個々でちょっと変わってくるんですけど、一番単身の世帯で言いますと、所得が28（訂正＝38）万円以下の方が非課税世帯となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

今回の予算には640世帯を計上しておりまして、同じような事業が令和3年度にもございました。その際も住民税非課税世帯に10万円を支給いたしました。そのときの実績といたしましては613世帯に支給してございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから承認第10号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第4号）の専決処分を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第5 議案第39号

○議長（水谷育生君）

日程第5 議案第39号、太地町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

定年が段階的に65歳に引き上げられることを踏まえまして、高齢期職員の多様な働き方

のニーズにこたえるための選択肢の一つとして、当町においても高齢者部分休業制度を設けるため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。主な内容について説明いたします。改正条文をご覧ください。第2条は、部分休業の承認規定となります。1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として承認することを定めるものです。また、これらの休業は61歳になる年度の4月1日から申請できることを附則に定めています。第3条は、部分休業時の給与規定となります。部分休業における給与は、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することを定めるものです。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

地方公務員法第26条の3の規定というのと、それから、1週間当たりの通常の勤務時間、これ太地町は何時間なのかというのと、第3条の職員の給与等に関する条例第5条の規定というの。それと、高齢者部分休業は民間でもやっているのかというのをちょっと聞いておきたいと思います。以上、4点お願いします。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

はじめに、法第26条の3の規定についてですけども、こちらは条例で定めることで高齢者部分休業制度を行うことができる旨を定めた規定となっております。次に、1週間の勤務時間ですけども、38時間45分となっております。3点目の給与条例第5条の話ですけども、こちらについては正規の勤務時間に勤務しないときは、1時間当たりの給与額を減額して支給することを定めた規定となっております。最後、民間の制度なんですけども、状況についてはちょっと分かりかねます。すいません、以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第39号、太地町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号、太地町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第40号

○議長（水谷育生君）

日程第6 議案第40号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（水谷育生君）

説明を願います。森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

今回の改正は、人事院勧告に伴い所要の改正を行うもので、主な内容は2点となります。1点目は、勤勉手当率の改定、2点目は、給料表の改定であります。新旧対照表を参考に説明させていただきます。1ページをご覧ください。職員の給与等に関する条例の一部改正となります。勤勉手当に関する改正として、支給率を民間の支給率との均衡を図るため、0.1月分引き上げるものです。次の2ページから6ページにかけての俸給表の改正は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に係る給料月額を改めるものです。勤勉手当の改正につきましては、令和4年12月1日から、給料表の改正については、令和4年4月1日にそれぞれさかのぼって適用することとしています。7ページをお願いします。給与条例の一部改正として、こちらも勤勉手当の改正となりますが、こちらは令和5年4月1日施行のものとなります。先ほど、1ページのところで申しあげました勤勉手当の支給率の改正、0.1月分について、令和5年度以降は6月、12月のボーナスにそれぞれ0.05月分ずつ均等に割り振り、支給率を100分の100に改正するものです。具体的には、人勧前の勤勉手当は、年間で1.9月分でありましたが、今回の人勧で0.1月分引き上げられたことにより、年間2.0月分となります。これらを6月と12月のボーナスに1.0月分ずつ均等に割り振ることから、このような改正条文となっております。8ページをお願いします。こちらは、任期付職員条例の改正となります。職員と同様、民間給与との格差を埋めるため、給料月額を改正するもの。また、一番下はボーナスの支給率を民間の支給率との均衡を図るため、0.05月分引き上げる改正となります。ボーナスの改正につきましては、令和4年12月1日から、給料表の改正については、令和4年4月1日にそれぞれさかのぼって適用

することとしています。9ページをお願いします。任期付職員条例として、こちらボーナスの改定となりますが、こちらは令和5年4月1日施行のものとなります。先ほど、8ページのところでも申し上げましたボーナスの支給率の改正0.05月分について、6月、12月分のボーナスに0.025月分ずつ均等に割り振り、支給率を100分の165に改正するものです。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

説明聞いてもちょっと全然分からんのやけど、第1条関係、第2条関係、第3条関係、第4条関係というのは、これはどういうあれなんですか。どういうふうにして、第1条から第4条、どういうことをいうのか。それと、この給料表、高卒の初任給はどこにあたるんですか。それと、大卒の初任給はどこにあたるんですか。それと、今日現在で太地町の最高給料月額をもらっている人はどの部分になるんですか。それと、この条例の改正で全体で幾らぐらい予算が減るのか要るのかということと、参考資料の8ページの特定任期付職員というのはどういう職員をいうんですか。現在、太地町にそういう職員はおるんですか。以上です。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

1点目の1条から4条まで分かれているというところで、こちら同じ改正の趣旨のものであったり、二つ以上の条例を改正する場合には、このように条立てて改正することになっておりまして、今回1から4条まで分けて書かせてもらっているんですけども、1ページの1条につきましては、職員に係る勤勉手当率の改正と給料表の改正となっております。施行日については、これは最後になるんですが、附則で勤勉手当は令和4年12月1日から、給料表については令和4年4月1日から、それぞれ遡及して施行するというふうな改正条文となっております。7ページの2条につきましては、こちら職員勤勉手当率の改正となりますけども、こちらは令和5年4月1日施行のものとなります。8ページの第3条は、任期付職員に係る給料表とボーナスの支給率の改正となります。9ページは、同じく任期付職員のボーナス、こちらは令和5年4月1日施行の内容となっております。質問2点目の高卒、大卒の号給ですけども、給料表で言いますと、高校卒は1級の5号です。金額で言いますと、改正後は15万4,600円、大学卒は1級の25号、改正後の金額は18万5,200円となっております。3点目、現職で最高号給の方という質問やったと思うんですけども、5級の69号となっております。4点目、今回の人勧による影響額の質問ですけども、俸給表の改正により、給料で105万5,000円、支給率の改定により、勤勉手当は192万3,0

00円、それぞれ影響額となっております。5点目の特定任期付職員のお話ですけども、これは弁護士さんとか公認会計士、警察官OB等が考えられます。定義としましては、高度の専門的な知識や優れた識見が必要とされる業務に従事させるため、任期を定めて採用される職員とされております。当町における採用実績はありません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

高卒の給料が15万4,600円、大卒の初任給が18万5,200円ということですけど、これ安いんですか、こんなもんなんですか。企業と合わせてあるっていうんやけど、これ安いように思うんやけど、どんなんですか。この給料というのは、太地町が勝手に決めたらあかんのですか。その辺ちょっと聞かせておいてください。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

この給料の額につきましては、国家公務員の給料表、行政職給料表なんですけども、こちらに準じた形でやらせてもらっていると。これは、地方公務員法でもこういう給料やったり、勤務条件につきましては、国家の運用に準じてやるというのが原則、法の趣旨となっておりますので、そのような対応でやらせてもらってます。民間との比較については、詳しくちょっと分かりません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

特定任期付職員が現在、太地町でおるのかっていう。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

特定任期付職員は、現在おりません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第40号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

先ほど審議いただきました、承認第10号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第4号）について、町長より訂正の申し出があります。説明願います。執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

先ほど、非課税というのがどういうことかとお質問に対して、1人世帯で28万円とお答えさせていただいたんですが、38万円の誤りです。以上です。

○議長（水谷育生君）

お諮りします。ただいまの申し出のとおり、訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、町長より申し出のとおり訂正することに決定いたしました。

△日程第7 議案第41号

○議長（水谷育生君）

日程第7 議案第41号、太地町職員の定年等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

今回の改正は、職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、上級法の規定

等に基づき、所要の条例整備を行うもので、主な内容は4点となります。新旧対照表をご覧ください。1ページをお願いします。1点目は、定年年齢の引き上げです。第2条から第5条にかけてとなりますが、職員の定年年齢を段階的に65歳に引き上げるための規定の整備となります。なお、一度に定年が65歳に引き上げられるものではなく、2年に1歳ずつ段階的に引き上げを行い、令和14年度から65歳になる運びとなっております。3ページをお願いします。2点目は、管理監督職勤務上限年齢制の導入です。第6条から第11条にかけてとなりますが、この制度は管理職として勤務する上限は原則60歳までとし、60歳に達した管理職の職員については、翌年の4月1日に管理職ではない管理職手当を支給されないポストに降任するという制度となります。定年の引き上げによって、職員が公務に従事する期間が長くなる中で、管理職に一度就いた職員がそのまま在職し続けることとなった場合、若手・中堅職員の昇任の機会が少なくなり、組織の新陳代謝が阻害され、公務の能率的な運営に支障が出る恐れがあることから、今回新たに制度化されたものとなります。8ページをお願いします。3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入です。この制度は、60歳に達した日から当該職員の定年年齢までの間、職員の希望に基づき一旦退職した上で短時間勤務職員として再任用できる制度となります。定年の引き上げ後においては、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まると考えられることから、働き方の選択肢の一つとして、今回新たに制度化されたものとなります。9ページをお願いします。4点目は、情報提供、意思確認制度の導入です。職員が60歳に達する年度の前年度において、60歳以後の任用、給与に関する措置の内容、その他、必要な情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることとされたことから、既定の整備を行うものです。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

これは、国家公務員法の改正に倣って地方公務員法も変わったということだと思うんですが、教えていただきたいと思います。定年延長により、新規採用が減る。そして、年齢構成にひずみが出るとか、そういう心配はないんでしょうか、それが1点。2点目は、高齢者部分休業に関する条例制定によって、若い世代の仕事量が増える、そういう心配はないのかということが2点目。3点目が、昇任ポストが相対的に減って、いわゆる若い人たちの昇進のペースが遅くなる、そういう心配はないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

今の質問なんですが、1点目と2点目、総合して回答したいと思います。これについては、ご指摘のとおりそういった問題も起こり得ると考えておりますが、今回この定年の延長の趣旨というものにつきましては、読ませていただくと、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識や経験などを継承していくということが大きな趣旨でございますので、そこら辺をよく考えて、議員が指摘されているように、そういうことも十分配慮しながら、上司とも相談しつつ定員の管理を努めていきたいと思っております。3点目につきましては、条例の改正の趣旨の中に60歳を迎えると非管理職になりますので、若い世代の方の昇格というか昇任ですか、そこを妨げるということはないと考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

給料はどんなになるのかというのと、それと、定年前再任用短時間勤務というのと、現行の再任用制度というのはどこが違うのかというの、2点、すみませんけど。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

1点目の給料のお話ですけども、60歳を超えた後の給料につきましては、直前の給料の7割となります。2点目の現行の再任用の制度と定年前再任用短時間勤務職員の違いと言いますかの質問ですけども、再任用職員制度は、定年退職等により一旦退職した職員を1年以内の任期を定めて採用することが制度でありまして、具体的には定年退職後、年金受給開始の65歳までの間において勤務することができる制度となっております。定年前再任用短時間勤務職員制度は、60歳に到達してから自分の定年のときまでの間、一旦退職した上で短時間勤務の職員として再任用することができる制度となっております。1週間の勤務時間は15時間30分から31時間の間で設定が可能となります。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

給料は7割になると。ボーナスも7割ですか。大体、定年のときに、さっきの給料表からすると、大体定年するときにはどのぐらいの給料をもらっているのかというのを、ちょっと教えてほしいんですけども、その7割ということですね。さっきは、一番もらっている人が38万5,500円だったですか。今現在、もらっている最高月額。大体こんなものになるんですか、その7割ということですか。ボーナスもその7割、そういう感じでもらえ

るわけですか。それから、定年前再任用短時間勤務というのは、60で定年前から、61やったら61のときまでしかできやんということですか。その後、再任用制度というのも採り入れられるわけですか。その辺ちょっと聞いときたいと思います。年金は、やっぱり65歳からもらえるんですか。今、60で辞めたら65までもらえやんやないですか。70になるということはないんですね。その5年後になると、61で定年したら66歳からしかもらえやんとか、そういうことはないんですか。65歳定年になったら、65歳からもらえるということですか。質問の意味分かります。その辺ちょっと教えてほしいです。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

初めにボーナスの話ですけども、給料月額が計算の基礎となりますので、ボーナスにつきましても7割措置によって下がると、ボーナスも7割程度になるということでございます。それと、定年前の再任用の仕組みとしましては、議員のご理解のとおり、60歳になってから自分の定年まで、そこまでが定年前再任用短時間勤務職員として勤務できますし、その後、65歳までは再任用職員制度によって働くこともできます。後、退職時の給料ですけども、大体、先ほど議員もおっしゃられました5級の三十七、八万円やったと思うんですけども、その大体7割になるというところがございます。最後、年金のお話ですけども、年金の動向については、我々も動向は詳しく分からないんですけども、一応、今のところ65歳の年金受給開始まで職員の生活設計と言いますか、そこまではつなげるような任用制度になっていますので、今のところ年金は65というふうに認識を、理解をしております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今の定年の件は、国会でも質問が出てて、それで総務副大臣の通達というのが出てまして、地方公務員の雇用と年金の接続についてという通達が出てますけど、これは確認されてますか。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

そういった話は確認しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第41号、太地町職員の定年等に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、太地町職員の定年等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第42号

○議長（水谷育生君）

日程第8 議案第42号、職員の給与等に関する条例の一部改正を議題といたします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

定年引き上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額について、上級法の規定等に準じ、所要の条例改正を行うもので、主な内容は3点となります。新旧対照表をご覧ください。1ページをお願いします。1点目は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についてです。中ほど第9条第5項の規定となりますけども、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準月額に当該職員の勤務時間で案分した額とすることを定めるものです。基準給料月額につきましては、14ページ下段から15ページ上段にかけての改正後の表に記載のとおりとなっております。7ページをお願いします。2点目は、61歳になる年度からの給料月額についてです。下段の附則第19項の規定となりますけども、当分の間、61歳になる年度の4月1日からの給料は従前の7割とする、いわゆる給料月額7割措置を講ずることを定めるものです。この例外として、第20項において、臨時的任用職員や会計年度任用職員などには、これらの措置は適用しないことを定めています。15ページをお願いします。3点目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制についてです。役職定年制の導入により、管理職として在職するのは、原則60歳になる年度までとなります。61歳になる年度からは、管理職ではない管理職手当を支給さ

れないポストに降任されることになることから、その降任先として新たに指導主任の職を設けることを定めるものです。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第42号、職員の給与等に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、職員の給与等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第43号

○議長（水谷育生君）

日程第9 議案第43号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、上級法に準じて関連する条例を一括で整備条例として改正するもので、いずれも定年制の開始に当たり必要となる整備となります。新旧対照表をご覧ください。1ページをお願いします。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正としまして、降級の種類の定義に役職定年により降任する場合の降格を追加するものです。役職定年制の実施に当たり必要な整備となります。3ページをお願いします。職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正としまして、懲戒処分により給料が10分の1に減額されている場合においては、60歳の役職定年により給料が7割になったときには、7割となった給料の10分の1が減給される額となることを規定するものです。給料月額7割措置を実施するにあたり必要な整備となります。4ページをお

願います。職員の育児休業等に関する条例の一部改正としまして、第2条の育児休業をすることができない職員の規定に役職定年制の特例措置により、引き続き管理監督職として勤務する職員を加える改正を行うものです。その他の改正につきましては、再任用職員制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員制度が設けられることに伴う字句の整備等となります。7ページをお願いします。太地町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、上級法の改正に伴い、条項番号の整備を行うものです。最後に、職員の再任用に関する条例の廃止でございます。廃止条例のため、新旧対照表にはあらわれていませんが、改め分の第5条の部分として説明させていただきます。定年の引き上げ後は、基本的に65歳まで常勤職員としての勤務が可能となることから、現行の再任用制度は廃止となります。ただし、定年の段階的な引き上げ期間中においても、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の措置が暫定的に措置されていることを申し添えておきたいと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

参考資料1ページの降給の種類ということで、第2条に降格と降号と、法第28条の2第1項に規定する降給という三つの降格、降号、降給というのあるんですけども、これについてちょっと説明をお願いします。それと、4ページの育児休業をすることができない職員ということで、太地町職員の定年等に関する条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理監督職を占める職員というのがあるんですけども、これの2点だけ、すいませんけどお願いします。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

1点目の参考資料1ページのところの話ですけども、降給の種類の規定となりまして、ここでは何かの処分によって降格とかされた場合の話なんですけども、その部分のその規定に今回の役職定年により降任する場合の降格という定義を新たに設ける改正となっております。降格につきましては、このカッコ書きにもあるんですけども、職員の意に反して当該職員の職務の給与を下位の給与に変更するというので、その次の降号については、職員の意に反して、ここは何か処分を受けた場合とか、そういった話になると思うんですが、そういうときには当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更するという話。今回の役職定年の話、これを追加するような整備となります。2点目の育児休業の話ですけども、こちらの職員につきましては、役職定年の例外としまして、引き続き管理監督職として勤務する職員

を指すんですけども、その例外となるケースとしては、例えば重要なプロジェクトを進めていく上で、当該職員が担当する、その職員が担当するものが交代することによって、その業務遂行に重大な障害が出る場合がある、こういった特例で任用される職員を指します。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ、降格と降号は、今までであったやつは職員の意に反してということは、悪いことしたときにこうなるよと。降給というのは、61歳になったら役職から外しますよという規定になったのかな。この降給というのだけ、降給というのは、この定年が伸びていって、もう61になったら役職から外してということで考えといていいんですか。意に反してというのは、悪いことしたということですね。この降給というのをもう一回ちょっとすいませんけどお願いします。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

降格と降号につきましては、議員のご理解のとおり、何か悪いことをした（訂正＝懲戒処分、分限処分を受けた）場合の話です。それに今回の役職定年の話を新たに定義づけして追加するという内容です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

その育児休業の話なんですけれども、今時点で、例えば60から65まで定年になって再雇用された方が、近年晩婚の方も多と思うんですけれども、そういう年齢に達した方の育児休業は取れないということという解釈でいいんですか。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

先ほど、漁野議員2点目の質問でもあったんですけども、育児休業をすることができない職員の話かと思うんですが、そういった、基本的には取れるんですけども、そういう特別なケースとして例外的に任用されている職員については取れませんよと、基本的には取れるんですけども、そういう人だけちょっと取れないというのが上級法の規定となっておりますので、それに準じて規定しているところです。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

何でそんな方取れないんですか。基本的には取れて当たり前のように思うんです。ケースは少ないと思うんですけれども、60過ぎて結婚される方も場合によってはあると思うんですね。条例ですから、いろんなケースを考えてつくられてると思うんで、基本的には取れるようになるべきだろうと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

僕も取れたらいいと思うんですけども、こういう特別に任用されているということは、やっぱりその人がなければ、やっぱり職務が低下してしまうと、遂行できないというところで、やっぱり特別な存在であると、そういったところでは国もそこはちょっと外してきたのかなというふうに理解しておるんですけども、今回、上級法に準じてというところでよろしく願いします。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議長（水谷育生君）

再開します。森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

先ほど、降級のところの話で、ちょっと発言、言葉にちょっと、発言の内容を訂正させていただきたいと思います。悪いことをしたというふうに申し上げたんですけども、懲戒処分であったり、そういう分限処分を受けた場合というふうに訂正させていただきたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第43号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第44号

○議長（水谷育生君）

日程第10 議案第44号、太地町公共下水道条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。脊古産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（脊古 景君）

太地町公共下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。新旧対照表をお願いします。太地町公共下水道条例の附則の改正となりまして、現在、1項から4項、項立てとなっている附則を第1条から第4条という条立てに改正しまして、第5条に延滞金の割合の特例を追加する改正となっております。附則第5条の規定につきましては、平成26年第4回定例会で議決いただきました、太地町公共下水道条例の一部を改正する条例の附則第2条に規定していますが、太地町公共下水道条例の附則に規定する改正となっております。今回の規定の内容につきましては、変更はございません。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

延滞金の割合を1%ずつ上げるという意味なんですか。これ、数字の遊びみたいに、言葉の遊びみたいに見えるんですけど、結論的に言ったら1%上げるという意味ですか。

○議長（水谷育生君）

脊古産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（脊古 景君）

今回の改正についてなんですけども、一部改正条例の附則に規定しているものを下水道条

例の附則のほうに規定し直すものとなっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

1%上げるという意味なのかどうかと聞いてるんです。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（水谷育生君）

再開します。脊古産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（脊古 景君）

今回、規定の内容について、特に変更はございません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第44号、太地町公共下水道条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、太地町公共下水道条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第45号

○議長（水谷育生君）

日程第11 議案第45号、太地町学童保育所設置条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

太地町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。資料のほうをご覧ください。第2条におきまして、学童保育所の設置場所を3427番地から3431番地に変更するものです。これは、3427番地は旧幼稚園舎で、3431番地は旧保育園舎になります。第3条において、町内に在住する小学校のということで、学童保育所に入所できる者は太地町内に在住する者と決められておりましたけれども、これ以外で太地小学校に那智勝浦町から通っている子供がいます。この子供たちを学童保育所に受け入れるための改正となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

その那智勝浦町から太地小学校に通っている子供というのは何人おるんですか、1人ですか。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

現在、2世帯4名が通っています。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第45号、太地町学童保育所設置条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、太地町学童保育所設置条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時25分より再開します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時25分

○議長（水谷育生君）

再開します。

△日程第12 議案第46号

○議長（水谷育生君）

日程第12 議案第46号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。今回の補正は、人事院勧告を受けたことによる人件費の補正、電気代の高騰により不足した電気料の補正、ふるさと納税の補正、故障や破損等により新たに必要となった設備や物品の補正、その他、今後において不足が見込まれる事業の補正です。また、向嶋船揚場改修工事を入札するにあたり、工期が今年度中には終わらず来年度まで持ち越す見込みとなりましたので、繰越明許費を計上しております。1ページをお願いします。この補正予算は、4,222万3,000円を追加し、予算総額を40億167万1,000円とするものです。第1条にその旨、規定しております。また、第2条に繰越明許費について、第3条に地方債の補正について規定しております。今回の補正予算について、主なものをご説明いたします。11ページをお願いします。中ほどにあります、過疎対策事業債です。物価上昇等により、バス待合所整備工事、夏山園地整備工事、汐入本線道路拡幅工事を補正しておりますが、これらの事業について、過疎債を財源と見込んでおりますので増額計上しております。また、1号補正において計上させていただきました、多目的ホール整備事業について、財源を過疎債から緊急防災・減災事業債に振り替えます。14ページをお願いします。上段にあります家屋等解体撤去工事ですが、今年度もう1件取り壊したく計上しております。その下の未来技術社会実装事業ですが、自動運転の状況をお知らせする電子看板の設置を進めていましたが、設置をする際に、インターネット環境が必要ということが判明しましたので、追加の予算を計上しております。15ページをお願いします。上段のふるさと納税事業委託料です。ふるさと納税の額が多くなる見込みとなり、増額補正するものです。その下の防犯カメラ入替工事は、平見の町民グ

ラウンド横の公衆トイレに設置してあるものが故障したために行うものです。27ページをお願いします。中ほどのくじらの博物館事業会計繰出金です。物価高騰対策としての事業者支援金として繰出すものです。説明は以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

再度、繰越明許についての説明をお願いします。それと、14ページの家屋等解体撤去工事、これ1件増えたと言ったんですか、今年何件の予定ですか。それから、電気代が非常に上がってるんですけど、どのくらい上がったのかな、これ。それと、14ページの会計年度、報酬ですね、企画費の135万8,000円、自動運転の職員の報酬ということで135万8,000円の計上されてるんですけど、これの説明をお願いします。それから、工事請負費のLEDの避難誘導灯工事とバス待合所整備工事についての説明をお願いします。それから、15ページのふるさと納税事業委託料、これどのくらいふるさと納税が伸びたんでしょうか。それから、16ページの扶助費、障害福祉サービス費等の400万円についての説明をお願いします。それから、17ページの学童保育費用で有償ボランティア、こども園の有償ボランティアについての説明をお願いします。それから、22ページの夏山園地整備工事の説明もお願いします。それと、23ページの汐入本線道路拡幅工事の説明もお願いします。それから、26ページの学校管理費の会計年度任用職員の報酬についてもお願いします。それから、27ページの一番下、食文化ストーリー創出・発信事業についての説明をお願いします。以上です。

○議長（水谷育生君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

私のほうから、5ページの繰越明許費について、説明させていただきます。本事業につきましては、向嶋船揚場の改修に係る事業であります。設計業務が本年度始まりまして、10月中旬に完了しました。その後、漁業者さんへの説明等を行いまして、現在、積算中ですが、工事の内容から本年度で完了が難しいと判断されますので、工事発注前に繰越しの手続をさせていただくものであります。すいません、飛ぶんですけども、23ページの汐入本線拡幅工事なんですけども、こちら予算計上の際に、ここの工事について設計業務中であつたため、その時点での概算予算で計上しておりました。その後、見直し等を行いまして、再度発注時に積算したところ、単価見直し等により不足が生じたため補正させていただくものであります。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

私のほうからは、14ページ、まず、電気料についてなんですが、電気料、高騰しております、大体、前年度比約20%アップでかかってきております。後、家屋解体、その下の家屋解体撤去工事なんですが、今回お願いしたい1件を含めまして5件を予定しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

山下会計管理者。

○会計管理者（山下真一君）

私のほうからは、14ページのLEDの避難誘導灯の工事の増額に関してでございますが、これ2か年事業で3年度、4年度とさせていただいております、平見の坂の分です。一応、当初6基を予定しております、3基を令和3年度にやらせていただきました。4年度やっておったんですけども、これ実際、1本当当たりの単価が約2割ぐらいアップしております。大体3本つけるところ、150万円から200万円弱ぐらいになってきております、その増額分100万円ほど計上させていただいております。続きまして、15ページのふるさと納税の委託料が伸びた、これどれぐらい見込んであるのかということやったと思うんですけども、前年度の実績を見ますと、1億1,270万円ほどふるさと納税でいただいております、今の状況からいくと1億4,000万円ぐらいいくんじゃないかということで、これの6割が掛けの費用を見込んだ計上ということでさせていただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

私のほうからは、14ページの職員手当、未来技術実装、報酬ですか、その会計年度任用職員の135万8,000円でございますが、申し訳ございません、これ9月に補正をしたつもりでおったんですけど、計上誤りということで、再度補正させていただくものでございます。申し訳ないです。もう一つは、バス待合所整備工事でございますが、これも申し訳ないんですけど、当初において屋根しかない基本的な構造の見積もりを基に予算計上したということで、実際には雨風をしのぐために側面も覆いたいという思いがあったんですけど、これも見積もり誤りということで、その側面を覆って強固なものにしたいということで補正をさせていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

16ページの障害福祉サービス費等が400万円増額となった理由でございますが、グループホームに新たに1人入居いたしました。また、施設にも1人新たに入居いたしました。就労継続支援A型事業といて、一般就労を目指す障がい者が訓練する事業所の利用者が1人増加いたしました。また、就労継続支援B型事業といて、作業のために通所する事業所を利用する方が1人増加しました。また、居宅介護とて在宅ヘルパーを利用する回数が増加したため、400万円増額させていただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

17ページの学童保育所とこども園の有償ボランティアなんですけれども、これは、給食調理員さんが休まれたときに代わりに来てくれている人の分となっております。6月と7月に、それぞれちょっと自己都合で退職されまして、その間来てもらった方がおられまして、それに対する補正をさせていただいております。26ページの会計年度なんですけど、学校におきましては、この対象になる方は学校の用務員さんと給食調理員さん、小学校において支援員さんが対象になります。以上です。

○議長（水谷育生君）

下津産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（下津公広君）

22ページ、お願いいたします。夏山園地整備工事でございますが、こちらは夏山地区にあります高盛土部分に公衆トイレを設置する工事費になるんですけれども、こちら詳細の設計を行ったところ、当初予算から不足生じたので補正をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

櫻井教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（櫻井敬人君）

私のほう、27ページの食文化ストーリー創出・発信事業について、説明いたします。これは、今年度補正第1号で承認いただいたもので、特色ある食文化の継承、振興に取り組むモデル地域等に対し、その文化的価値を伝える食文化ストーリーの構築、発信等を支援することにより、文化振興とともに地域活性化等に資することを目的とする文化庁の補助事業であります。我々は、特に太地町を中心とする熊野灘周辺地域の食文化の調査・発信事業に取り組んでいるわけでございます。そして、今回の補正ですけれども、まず、需用費のほうですが、料理教室、スーパーマーケットトレードショー等で使うことを想定している消耗品の追加分でございます。それから、委託料のほうでは映像等作成委託料は、撮影スタッフの増

加に伴う増額でございます。それから、報告書のほうでは報告書の仕様の變更に伴う増額を
考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

答弁漏れありませんか。ほかに質疑はありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

先ほどの漁野議員聞いたと思うんですけど、その有償ボランティアなんですけれども、
今、聞いてますと調理員が用事があって休んだときに来ていただいたんだというようなこと
なんですけど、ボランティアというよりもアルバイトというふうに聞こえるんですけども、
そういう場合の報酬の基準というのは、やっぱりどっか書いとったほうがいいんじゃないか
なと思うんですけども、ボランティアというは無償で提供するの、その人の自由意思で
そこ仕事ついてもらうのがボランティアという感じを受けるんですよ。もう決まった仕事に
依頼して来ていただいているんだから、そういうふうな感じの表現にしとったほうが、これ
からも発生することだと思うんで、そのほうがいいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（水谷育生君）

再開します。漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

会計年度任用職員という制度に変わったときに、これまで臨時職員と呼んでいたのが有償ボ
ランティアというふうに名前が変わったということで、中身はちょっと変わらないんですけ
ど、呼び方がそうやってそのほうで規定されたということで、ご了承いただきたいと思いま
す。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

17ページ、学童保育所の報酬21万8,000円、これが増えてるのと、後、23ペー
ジ、道路維持費の報酬、会計年度再任用職員、これが96万7,000円減額、すいません、
その上の土木総務費でも報酬が17万8,000円減額、そして、24ページ、都市計画総
務費、減額22万2,000円と、これ恐らく会計年度任用職員の任用と、それからアルバ
イトの形の任用があるんですかね。そのために減額されたのか、増えてるのか、そこら辺の

説明をお願いしたいと思うんですけど。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

17ページの学童の件に関しましては、人勸を反映させたものでございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

下津産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（下津公広君）

23ページの土木総務費、後、道路維持費の報酬につきましては、こちら会計年度任用の分でございます。こちらは、人勸による差額と、後、11月までの実績と、後、4か月の見込みを再度計算いたしまして、そちらの差額分となります。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

このたび、全体的な人件費の算定なんですが、人勸によるものが大きな要因となります。その人勸がありましたので、ここでもう一度精査しようということで計算をし直しまして、会計年度任用職員については、それぞれ日給の方とかもいらっしゃいますので、その実績に合わせて、今後見たときに後どれぐらい要るんですかと、多いんであれば下げておいてくださいということをお願いしましたので、実績に応じて人勸としての単価は上がったんですけど、実績に応じてこの予算については見込みよりは要らなかったとか、見込みより要るようになったということで、人勸の単価は増えてるんですけど補正予算上は上がったり、下がったりしてるのが現状です。会計年度任用職員以外の職員についてなんですが、これも人勸によって上がった、ほぼほぼ上がったことが要因なんですけれど、一部、休職している職員がございまして、その職員の分の今までに、これからの分ではなく、今までに休職したことによって必要とならなかった分、その分を今回ちょっと減額しております。そこを調整しましたので。考え方として、今回は上げるだけで、最後に調整してもいいんじゃないかなという考え方もあるかとは思いますが、ちょっと事務の運営上、システムの絡みとか、そういうところも絡めますと、今の状態で今後どれだけ要るかというのを算定したほうが事務上の誤りが少なくなりますので、そのように計上させていただきました。以上です。

○議長（水谷育生君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

そしたら、パート職員の会計年度任用職員も人勸の対象になるんですか。それと、今、副

課長のほうから説明してくれた、やっぱり精査するというのは僕必要だと思うんですね、財源的な問題で。後、先ほど申しましたように、パート職員も給料なんですか、そしたら。この給料表、先ほど朝の説明のあった給料表に基づいた給料なんですか。

○議長（水谷育生君）

森本総務課主幹。

○総務課主幹（森本直樹君）

1点目の人勧の対象になるのかという質問につきましては、対象になります。もう1点は、会計年度任用職員の給料につきましては、職員の給料表を基準にして算定してます。時間が例えば7時間とか短い人がいますので、職員の給料を基準に時間案分して算定していると、そういう状況です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

ちょっと、この前、学校給食で6,700円という日給があったじゃないですか。その人らはパート職員になるわけですよ、任用職員で。そしたら、僕の認識ではその人勧というのは給料表に基づいて今の先ほどの説明の俸給の中の、対してのその人事院勧告があって、その給料表に基づいて差額を出すと、この六千幾らの人に対しての、そしたら差額の出し方というのは、どういう出し方するんですか。分かります、言ってること。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（水谷育生君）

再開します。執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

海野議員おっしゃるように、会計年度任用職員の給料という給料表はないんですけど、職員の給料に準じております。そのどこを読みに行くかというところが会計年度任用職員のルールとして決めておまして、その給料表がおっしゃるように単価が変わるとその分変わります。今回、それに変わったことによって、もう一回今後の見込みを立ててくださいということで立てさせていただいて差額調整させていただいた、そういう次第です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

14ページ、財産管理費、説明の上から3行目、家屋解体撤去工事、これ1件分だと聞いておりますが、今、皆さんご存じのとおり、新宮で大型工事がこれから始まるために、解体案件が非常に増えてまして、それに伴って産廃の処分費が一気に上がって、我々が見積もりする金額の5割増しとか、7割増しになっているのが実態なんですけど、今回の予算はそれが反映しているのか。もし分かれば、建物構造は恐らく木造だと思うんですけど、これが何坪あったのかを教えてください。それから、16ページ、説明の下から5行目、就労支援のB型が1人増えたということなんですけど、この場所は暖海ハイツになるんでしょうか。それから、22ページ、説明の一番下、夏山園地整備工事、これがトイレの工事だということなんですけど、これ私議員になってから夏山の園地整備工事というのが年度、年度に随分費用が出てくるんですけど、これが果たしてどういうイメージになるのかが、私まだ見たことないんですけど、そういうイメージ図があるのかどうか教えてください。以上です。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

16ページの障害福祉サービス費等に関してのご質問でございますが、先ほど私、就労継続支援B型事業が1人増加したということなんですけども、就労継続支援B型事業というのは、作業のために通所する事業のことでございまして、近隣で言ったらいなほ作業所さんであったりとか、新宮にある美熊野福祉会さんであったりとかというところが該当します。今回は、美熊野福祉会さんに通所する方が1人増加しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

22ページの夏山園地の整備工事でございますが、これについては全体的なイメージ図があるのかということでございますが、それといった図面というのはございませんで、工事に関する図面の平面図的なものは作成しております。夏山園地の整備につきましては、今、盛土を行いまして高台になっているとは思いますが、あの部分についての整備が主でございまして、そこにトイレ、駐車場、後、空いたところについては芝張り工事を随時進めていく予定となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

家屋解体についてなんですけど、ちょっと坪数、平米数がどれぐらいというのは、ちょっと

今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご回答させていただきます。資材が高騰していることの影響ということもないとは、多少あるとは思いますが、結構、業者さん頑張ってくれておまして、恐らく今おっしゃってた新宮さん、詳細は把握してないですが、新宮さんよりもかなり抑えてくれてるんだとは感じております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

解体に関しては、新宮の業者よりも太地の業者が安いというのは、工事項目によって違います。例えば人工が安いというんだったら分かるんですが、産廃の処分費が相当上がってますので、これは新宮だろうが、勝浦だろうが、古座川だろうが業者は同じお金を払わなければいけないので、これは今後、まだ後、何棟か残っているということなんですけど、見積もりの打ち合わせに関しては、慎重にさせていただきたいと思います。それから、22ページの夏山の園地の件なんですけど、一度住民からあそこに物すごい立派な大きなクスノキがあって、何か盛土が始まったらその木が切られるんじゃないかって言って心配されている方がいたんですが、その大きな木はあるのか。それは、もう処分するのか、教えてください。

○議長（水谷育生君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

夏山園地のクスノキでございますが、今の状態になる前、工事かかる前に一応環境省、吉野熊野国立公園の環境事務所、あそこの立会、後、調査員の方も踏まえた中で、一応確認はさせていただいております。それで、今言われたクスノキにつきましては、環境省も立派な木なので残していただきたいという話ございましたので、今現在、残しております。最終的には、残した状態、今の状態でもう伐採は考えておりません。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

11ページの過疎債なんですけども、これはじゅんかんバスの待合所、園地整備、町道整備、これは材料費等の高騰で借りるんだという説明だったんですけども、この多目的ホールの整備事業の280万円については借り換えして、これも値上げの分ですか。この工事は、もう始まっているんですか。多目的ホールというのは多目的センターのホールですか。ちょっと教えてください。それと、電気料が20%アップということなんですけども、これソーラーの賦課金というのは値上がってます。それから、14ページの役務費の電子看板整備というのは、どういう看板を整備するんですか。それと、15ページの需用費の街灯施設維持費

というのが40万円あがってるんですけど、これの説明をお願いします。それと、夏山園地の整備工事、公衆トイレを建てるということなんですけど、今のトイレはどんなにするんですか。それちょっと教えてほしいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

私のほうで、多目的ホール整備事業についてなんですが、多目的ホールというのは、旧グリーンピアにあります体育館というか、あそこになります。その消火設備について、ちょっと不具合がありましたので、もう既に直させていただいております。この事業なんですが、当初、過疎債を見込んで計上させていただいたんですが、過疎債もいろいろ枠もありますので、理屈上、緊急防災・減災、緊防災のほう理屈成り立ちまして、そちらのほうが多分つきやすいと。後、交付税措置のパーセントも同じ7割ですので、それで変えさせていただいた次第です。続いて、電気料のソーラーの賦課の割合なんですが、ちょっと今資料持ち合わせておりませんので、調べてまた回答させていただきます。電子看板、未来実装の電子看板がどういうものかということなんですけど、これ町内主要施設7か所、役場、公民館、漁協スーパー、博物館、太地駅、坂野医院、棚、この7か所に電子看板を設置しまして、一応予定ではバスの情報、今どの辺を走っているか、後どれぐらいで来るかというのが利用者に分かりやすいように、じゅんかんバス、フリー乗降バス、自動運転の走行情報を流す予定にしております。以上です。

○議長（水谷育生君）

山下会計管理者。

○会計管理者（山下真一君）

私のほうからは、15ページの街灯施設の維持費ということで説明させていただきます。こちらにつきましては、今、大体街灯数が五百八十数基ほどあるんですけど、これを維持しております。この街灯につきましては、例えば壊れたり、破損があったり、役目を終えたものを換えておったりするんですけども、昨年度から大体65万円ぐらいの実績だったのが、今年台風が多くて結構壊れました。今でも部品として40ぐらいの街灯の部品を買ったり、ちょっといろいろしております、この費用がまた足らんということで、1か月10万円程度見込んであげさせていただいております、40万円。すいません、お願いします。

○議長（水谷育生君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

夏山の公衆トイレの件でございますが、今現在ある公衆トイレは壊す予定となっております

す。というのは、今、津波の関係で浸水域に入ります。そういうこともありまして、今高台整備をしてるのも避難場所の確保ということで、今、盛土で形成しております。その部分に移転するというふうな考え方もあって、でき上がった後には取り壊す予定でございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

14ページの電子看板、これ日本語とローマ字だけやろうね。後、変なもん入ってこんやろうね。それ、ちょっと聞かせておいてください。

○議長（水谷育生君）

執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

現在、検討中ですが、住民の皆様に分かりやすくご利用いただけるように頑張りたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第46号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、令和4年度太地町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第47号

○議長（水谷育生君）

日程第13 議案第47号、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。下津産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（下津公広君）

令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第2号）について、説明させていただきます。1ページをお願いします。既定の歳出予算の総額を更正し、歳入歳出予算総額、それぞれ4,765万3,000円といたします。4ページをご覧ください。今回の補正につきましては、会計年度任用職員分として報酬、57万3,000円の増額となっております。これは、人事院勧告による差額分と年度末までの報酬を試算したところ、不足となる見込みとなったための補正でございます。職員手当等は期末手当の額が確定したことによる減額となります。10節、需用費、光熱水費、こちら電気料になるんですけども、60万円の増額となります。予備費ですが、更正分としまして106万4,000円を減額し、12万8,000円となります。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第47号、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、令和4年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第48号

○議長（水谷育生君）

日程第14 議案第48号、令和4年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明をお願いします。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）について、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ281万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億9,199万8,000円と定めております。4ページをお願いいたします。歳入について、ご説明させていただきます。2目、1節、売店収入につきまして、1,200万円を増額しております。新型コロナウイルス感染症対策事業の売店専用クーポン配布事業や和歌山リフレッシュクーポン事業などの効果から、売店収入の増額が見込めたことによるものです。3目、1節、繰入金につきまして、250万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策事業分、物価高騰に伴う事業支援金です。コロナ禍で餌料費、燃料費が高騰していることから、その支援として繰り入れさせていただきました。4目、1節、前年度繰越金につきまして、1,168万5,000円を減額計上させていただきました。5ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1節、報酬、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費につきまして、人事院勧告に基づきそれぞれ161万5,000円増額、14万4,000円増額、79万3,000円減額、5万7,000円増額計上しております。10節、需用費、電気料につきまして100万円の増額をしております。電気代の高騰、使用料の増加によるものです。15節、原材料費、売店原材料につきまして、800万円を増額しております。歳入でご説明した売店収入の約65%となります。6ページをお願いいたします。水族館費需用費、水族館の電気料につきましても150万円を増額しております。予備費につきまして、870万8,000円を減額しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

新型コロナウイルス感染症対策事業分の250万円については、博物館の電気料と水族館の電気料に充てとるんですか。それから、前年度の繰越金が1,168万5,000円の減ということなんですけど、ちょっとこれの説明もお願いします。2点お願いします。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

繰入金、250万円の新型コロナウイルス感染症対策事業分に関しましてですけど、こちら電気料にあてがったわけではなくて、餌料費、こちらが高騰しているということから、こういったことに使用することを考えております。こちらの補正予算のほうには計上している

ようなことはありません。また、前年度繰越金の1,168万5,000円の減額についてですが、前年度繰越金の減額、これは動物管理収入や小型鯨類譲渡代金に関しまして、収入未済があったことから繰越金が減額しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この250万円というのは、一体何に使う予定ですか。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

餌料費です。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

これ、議案外になるかも分かりませんが、令和3年度物品売払代金収入未済額が2,200万円、そして、動物管理収入が6,016万2,264円ですね。これは、まだ開発公社から、もう入っているのか、入っていないのかということと、もう1点、これを受け入れる科目設定、これが必要ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

未収入額については、まだ今年度に関して入っておりません。私からは以上です。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（水谷育生君）

再開します。漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、海野議員言われたようなこと、どのような形で受け入れれば決算上、きれいに分かりやすいのかなというようなことで考えておったんですけども、当初、やはり同じその使用料、管理収入のところへ説明で過年度分みたいな形で入れて、議員の皆様に分かりやすい

けたらいいのかなという、今現在のところ、そのような形で考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第48号、令和4年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号、令和4年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第49号

○議長（水谷育生君）

日程第15 議案第49号、令和4年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（水谷育生君）

説明を願います。脊古産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（脊古 景君）

令和4年度太地町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。1ページをお願いします。令和4年度太地町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費用、8,030万9,000円に146万5,000円を追加し、8,177万4,000円となっております。14ページをお願いします。まず、人件費につきましては、人事院勧告による給与改定や今年度のこれまでの実績等から試算し補正しております。また、電気料金の高騰により、1款、水道事業費用、1項、上水道営業費用、1目、原水及び浄水費、22節、動力費に157万6,000円、3項、簡易水道営業費用、1目、給水費、22節、動力費に5,000円計上しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

討論を終わります。これから議案第49号、令和4年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、令和4年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（水谷育生君）

暫時休憩します。

休憩 午前 11時17分

再開 午後 1時56分

○議長（水谷育生君）

再開します。

議会運営委員会の報告を委員長より報告願います。9番、花村君。

○9番（花村 計君）

報告いたします。先ほど、議会運営委員会を開催し、陳情書について協議した結果、委員配付とさせていただきますので報告いたします。以上です。

○議長（水谷育生君）

報告を終わります。お諮りします。ただいま、各常任委員長より閉会中の継続調査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第1として、各常任委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長より閉会中の継続調査の申出の件を日程に追加し、追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とすることに

決定いたしました。

△追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水谷育生君）

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水谷育生君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第16 一般質問

○議長（水谷育生君）

日程第16 一般質問を行います。筋師光博君ほか4名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

それでは、通告に従って一問一答で質問いたします。最初に、じゅんかんバスが営業開始して何年になりますか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

平成13年度からですので、もう21年経過しようとしております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

直近の高齢化率はどのぐらいでしょうか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

44%を超えてるかと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

同じく、後期高齢化率はどのくらいですか。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

25.2%でございます。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

ここ最近、町内における高齢運転者の事故等の事案はありますか。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

事故等の把握はしておりません。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

高齢運転者の免許の自主返納数は分かりますか。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

資料を持ち合わせてないので、少しお待ちください。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

自分のほうでも調べられる範囲でちょっと調べたんですけども、最近の現状では、令和元年度から現在に至る3年間で、毎年10人前後の返納があり、累計で約30人程度だそうです。この自主返納制度が平成10年に導入され24年、その間も加えるとそれ以上が見込まれ、自主返納数は年々徐々に増えてくると推測されます。いずれにしても、免許返納については、いつ返納するか、悩んだ末、返納後の交通手段について不安を抱える方々がこれからますます増えてくると予想されます。現に私の身内にも返納後、自宅に引きこもる現状も見ております。そこで、じゅんかんバスの利用促進が必要と思いますが、年間の乗降者数はど

のぐらい人数を推移していますか。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

直近の令和3年度の決算の数字でございますが、年間3万217人、月平均2,518人、1日平均83名となっております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

年間の利用者数は約3万ということですが、この数字について、どう思いますか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

ここ2年ぐらいは、議員ご案内のとおり、コロナ関係でやっぱりちょっと1万人ぐらい減ってますね。大体4万人前後でずっと推移してた記憶があります。もうちょっと多くしたいというのが、多くしたいというか、もうちょっと利用していただけたらありがたいというのが、そういう気持ちでおります。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

町内を走っているバスを見る限り、乗車定員にはまだまだ余裕があると感じますが、どうです。先の答弁と一緒にですかね。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

そういうことです。平成13年度から始めまして、そういうことでずっと推移してきたんですけども、平成28年3月、記憶では26日から手をあげればフリー乗降バスと言いますか、そういうのを小型のバスを幹線道路よりもうちょっと入ったところまで行けないかなということで、山中道路も、山中2号線もできましたしということで、住民の利用、そういう向上に役立ててほしいということでやっております。今言われたように、それでも多少乗ってる、空いてるときはあるかなということは考えてるんですけども、一応、やれる範囲で一応今までやってきました。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

このじゅんかんバスの設置については、もともと条例のとおり、町民の交通手段の確保と住民福祉の向上に資するものとされ、収益目的事業ではなく、歳を重ねても楽しく生きがいをもって豊かに生活ができ、より快適に安心できる老後を送ってもらえると同時に、通学生を持つ子育て世帯への支援にもつながると私は認識しておりますが、いかがですか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

こちらのほうも、そのように認識しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

そうであれば、もう一步踏み込み、完全無料化を実現させてはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

そういうことで、町長は就任以来、完全無料化ということで、町長の言われる30年計画の中で、いずれかのタイミングにおいて、財政状況等総合的に判断したいというようなことを常々僕らには言っておりました。今、高齢化社会が今議員おっしゃられたようにかなり進む中で、町民の交通手段とか、足の確保、また福祉の充実、また観光振興、それを十分図りたいということから、総合的に考えて、できれば令和5年度からじゅんかんバスの完全無料化に向けてしたいと、そのように思っておりますので、手続を踏んでやらせていただけたらありがたいなと思っておりますので、よろしくご協力願いたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

8番、筋師君。

○8番（筋師光博君）

頼もしいご意見をいただき力強く思っております。何せ、受益者負担の問題もあるかもしれませんが、それよりも我々のまちの姿勢として、より安心して免許を返納できる環境づくりと、そのためには交通手段のフリーパスを実現させ、少しでも乗車率をあげ、安定した生活ができるまちづくりを、そしてまた、私が最も望むのは町民誰一人取り残さないまちを目指すを胸に、希望のある取組として切にお願いし、私の一般質問を終わります。どうもあり

がとうございました。

○議長（水谷育生君）

筋師光博君の質問を終わります。次に、花村計君。9番、花村君。

○9番（花村 計君）

それでは、通告通り一問一答にて始めさせていただきます。まず最初に、太地町は高齢者に対して優しく、そしてたくさんの政策をとっています。その政策は、太地町のみならず、ほかの市町村からも高く評価されているようで、直近の例えば自動運転バスについては、高齢者の方々からも大変喜ばれ、また、事業が認められているところかと思えます。この二、三か月で社協の視察も含めて三つの自治体の視察が来てくださったりとか、もともとこの事業は介護予防事業の観点から始めて、高齢者の病院の買い物の利便性も考えた事業だったんですけれども、思わぬ効果として小学生にまで効果があった、利用されているということで、改めてすばらしい事業だったんだなと感じているところです。そこで、今回は高齢者対策ではなくて少子化対策・子育て支援について、中心に一般質問を行いたいと思います。まず、1番の現状についてというところなんですけれども、太地町長は今まで子育て支援の政策、給食費の無償化、教科書の無償化、そして医療費の無償化等々、いろいろな政策を行っていただいておりますけれども、そこで、今現在、考えている問題点というのが、もしあればお聞かせください。

○議長（水谷育生君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

平成16年に合併をする、しないから始まって、その当時、15億4,400万円ぐらいの積立金があったと思うんですが、二、三年でなくなるから何にもできないまちになるよと。また、隣のまちに助けてもらわないとこのまちはもう破産してしまうんだよと、そういう議論の中で30年計画を立てて、短期、中期、長期でやってきたわけでありまして、その30年計画の中に子供の部分で、子供は宝物というのを入れています。その意味は、将来、この財政バランスが住民に理解していただけるようになるようになれば無償化をしないと、全てに関して義務教育の中学校まで家庭のお金は別として学校に係るお金も全て無償化できればいいんじゃないかと、そういう意味で教育長に後で答弁してもらったらいと思うんですが、教育長になったときにお願いしたのは、教育行政のソフトの部分には任せますが、そのタイミングのいいときに無償化を進めていってもらいたいと。ただし、教育委員会が提案して、財政のところ、やっぱり財政バランスの関係でまだもう少し待っていただけないかと、そういうことはこれまでありました。ここにきて、大体県に対しても我々は副知事さんなんですが、我々はこういう実質公債比率が25になったら黄信号で35になったら赤になる

わけですね。その大体16ぐらいでとめられるように、ぎりぎりの近いところで住民サービスをするということを選んだわけですね。まちによっては、そういうことじゃなくて、とにかく積立金だけして財政バランスがいいまちをつくらいいんだというまちもあります。だけど、我々はそういうぎりぎりのやりくり上手というところで住民サービスを充実していくという一環として、子供たちについては無償化をします。そして、ここにきてようやく財政にも理解していただけるような基準になってきたんじゃないか。実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、そういうことを含めてバランスを見て、その上で積立金、または実質の借入金で47億3,995万4,521円、それが表立って出ております。だけど、真水で初めて私も議員になってから、真水の議論というのは確か花村さんが議会で真水の議論をしたということを行いましたね。それまで分からなかったわけですよ。この47億があるから、住民一人当たり幾らだ、このまちが潰れていくんだ、何もできないんだ、何を考えているんだというのが結構議論だったんですけど、真水の部分で12億7,888万521円、それが決算のとき出てきましたよね。そこを積立金を17億6,323万3,696円ある。そのバランスを見ながら、今、やれるんじゃないかなど。だから、今、筋師議員さんの要請の中で、副町長が多分、来年の当初予算に筋師議員が言われた無償化を実現したいと言ったのはそこなんだろうと思っております。また、無償化については、この前警察沙汰になったんですが、子供たちをイルカを1頭殺したら子供たちを1人殺すよという脅迫状がうちにも来ました。そういうこともあって、この機会に全部無償化をしようと、観光客も含めて。議会の議員の皆さんの理解が得られるならば、来年に出していききたい。そして、今のバランスを見ながら、特に我々は実質公債比率のところで16ぐらいまであげてもサービスをやるんだと決めた以上、財政的に県と綿密に、県の財政と厳しく見てもらえるように、特に厳しく見てもらうようお願いしております。慎重にそこを見ながら、今、花村さんが言われた無償化に向けて来年度から着実に進めていけたらいいなと、そのように思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。無償化のお話は後半で改めてもう一回触れさせていただきます。ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれません。今、お聞きしたかった、ヤングケアラーについて、まず、何か問題点を、何かもし把握されているのであれば、ヤングケアラーというその視点からで、もし把握されているのであればお聞かせください。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

ヤングケアラーっていうのは、本来、大人が担うと想定されている家事とか、家族の世話などを日常的に子供が行っているというのか、その子供のことを言うと思うんですけども、私たちのほうには、そういう子供の相談とかも入っておりませんし、特に今のところ把握しておりません。以上です。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

今の住民福祉課長のほうから答弁ありましたように、私ども学校教育の視点から見ても、太地町では今のところ大丈夫かなというふうに把握しております。そやけど、十分つかみきつとるのかと言われたら自信はないんですけど、毎月、校長会やってこども園の園長と小中の校長が来ていろんな話をしている中で、そういう心配は今のとこないというふうに考えています。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

太地町の現状を見ても、平見地区以外の地区においては、ほかの過疎地域同様に高齢化、空き家化等の同様の問題を見い出せるわけですけども、太地町がまちのハード面を整備しながら、ほかの市町村から優良な住宅地として認めてもらう施策を取ってきておりますけれども、もう一方で、今度ソフトの面からほかの市町村から優良な住宅地として見てもうするために、教育の分野において何かソフト面で打ち出せることがあればいいのかなと思うんですけども、そこで、例えば同世代の親御さんから伝え聞いた話なんですけれども、例えばこども園の園児さんが熱を出しましたと、当然、このコロナ禍なので慎重に対応しなきゃいけないのは重々承知しているんですけども、こども園で熱が出たらすぐ親御さんが迎えに行かなければいけない、ただ、共働きの家ですぐに迎えにいけやんときもあると。そしたら、下手したら中学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんとかが学校休んで、もうちょっとで迎えに行かなあかなんだよとか、多分、これは未遂で済んでた話だと思うんですけど、そのような事案も起こりかねないですね。今までだったら、じいちゃん、ばあちゃんの出番で何とかいけてたと思うんですけども、今、よそからご夫婦で来てくださっている家庭には、その頼れるおじいちゃん、おばあちゃんがおりませんので、下手したらそこで中学校の上の兄弟がケアをしなければいけない事態も十分考えられることだと思うんですけども、そこで、例えば社会福祉協議会さんなどと連携して、協力いただいて、熱出た子供の一時保育、そのようなことは検討いただけませんかでしょうか。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

子供さんの特徴というか特性としまして、子供さんってどんなに自分が体調が不調なのかというのうまく訴えること、表現することもなかなかできませんし、また、子供さんの病気というのは、さっきまで元気やったのに、何か急に急変したとかいうことも多いので、やっぱりふだんから子供のことをよく把握している人とか、やっぱり看護師とかの医療の専門家でないとならやっぱり病気の子供を預かるということは、なかなか難しい問題だと思います。それで、果たしてその人材が確保できるのかということ、ちょっとそこら辺が難しい問題になってくると思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

看護師さんの確保が難しいということですか。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

やっぱり、看護師というのは、今、病院の看護師とかもなかなか本当に募集しても、なかなか来てもらえないという問題とか、看護師不足というのもどこでもあると思います。それに、やっぱり子供さんを見るとなったら、小児科とかを経験した看護師さんというのがふさわしいのかなと思いますので、なかなかその確保というのは難しい問題だというふうに考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

問題点があるとすれば、その人材確保の1点ということでしょうかね。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

人材確保と、もう一つ親御さんがそういう施設をつくったときに、支払いせんならんということもあって、僕もこの前からいろんな形でいろんな人に話を聞いてるんですけども、少々の金額で今勤めやる人にとったら、もう仕事辞めた方がそれやったらええよということもあるというふうに聞かされたんです。今、話ししやあることは病児保育とって、前に海

野議員から僕ファミリーサポートについても質問されたんですけど、そのときは分かりませんっていうて答えたんですけども、その話になるんです。二つあるのと違いますか、大きく分けて。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

要は、費用面、コスト面の問題と人材の確保ということでしょうかね。多分、恐らくだから、もし社協さんと難しければ、例えばまた民間とかを巻き込んで、今すぐには無理でも、民間の力も借りながら、もし可能ならまちが援助しながら、本当に困った共働きの太地のお母さんの助けになるような道しるべ、方向性も今後はちょっと模索していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

今の点は、これから十分研究課題として、私どもと住民福祉課が一緒になって検討せんらんことだというふうに考えています。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。やっぱり、こういう課題を一つ一つ解決していくことで、太地町が優良な住宅地として認められていく一歩になっていくと思いますので、高齢者政策と同様に、子育て政策支援もこれからもきめ細かく行っていただいて、とにかく子育て世代の人が子育てするなら太地やでって思ってもらえるように目指していただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。続きまして、2番の来年度予算についてということで、①の新たな施策・事業というので、もし今の時点で何か発表、話聞かせていただける内容があれば、各課で来年度どのようなことをされようとされているのか、差し支えない範囲で教えてください。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

総務課なんですけれど、現段階では全体の予算が精査されてない状況なので、あくまでも課で提案をしていきたいという計画を各課からお示ししたいと思います。そこだけをご承知ください。総務課としては、以前、花村議員中心になって高台移転構想というのがありまし

て、それから紐づいてマスタープラン、今直近では事前復興計画、その中にも盛り込まれています住居の確保、候補地の確保をするために谷を埋める、谷盛土の計画があります。そこに向けて、基本設計の金額をあげたいなと思っている、この1点、一番大きいものがあります。もう1点は、ただいま運行しています自動運転の路線の延長を図るということで、これが大きな総務課の予算になると思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

住民福祉課なんですけども、今年度になるんですけども、出産・子育て応援交付金として、国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1負担して妊娠届の際に5万円、出生届の際に5万円を交付する計画がありますので、今後、また補正予算とかに計上したいので、またよろしくお願ひします。それと、また来年度なんですけども、小学校、中学校、高校入学時の祝い金を考えておりますので、よろしくお願ひします。また、高齢者の施策としましては、コロナにより中断している榎とか集会所等での行う介護予防事業の再開とか、また、コロナの影響により実施が遅れている短期集中型サービスが行えたらいいなというふうに考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

瀬戸産業建設課長。

○産業建設課長（瀬戸睦史君）

産業建設課のほうでは、来年度予算として予定ではございますが、道路の整備とか、太地隧道、トンネルの水銀灯をLEDに交換する工事、また、夏山の水源地工事、後は継続事業とか、繰越し事業がありますので、その辺で予算を組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

くじらの博物館ですけれども、感染症とその対策への理解の普及、そして観光業の活性に関する施策から入館者数収益は戻りつつあります。しかし、物価高騰なども含めて、まだこの先見通しが立ちにくい状況には変わりありません。次年度も引き続き節約をしつつ、広報、イベント等PR活動を進めるほか、老朽化した施設について、優先順位に基づきながら改修等を計画していきたいと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

教育委員会のほうでは、これまでと違って、また新たな教育支援政策を検討中でございます。以上です。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

補足なんですけど、平見地区の町道につきましては、今、人口、平見地区結構増えて、増えたとしたら平見地区が増えてるのかなと思いますけれども、安心・安全のまちづくりのために町道整備、もし地権者の理解が得られるのであれば、町道整備を積極的に進めたいなと思っております。それから、もう一つ、当町の予算ではないんですけども、和歌山県の予算ですけども、県道新設整備について、町長、陳情しております。3月3日に知事に陳情して、いい返事をいただきました。高速道路がこちらにつくまでに、多分、八尺鏡野と思いますけれども、そこのインターから平見のほうへの県道を防災道路として住民のためにとということで要望しております。これが、何か着実に進んでいるという返事をいただいております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。すごい、ワクワクするような内容のも含まれておまして、ありがとうございます。その中で、ちょっと何点かだけ確認をさせていただきます。来年度の予算で、今のところ小学校移転に関して、何か予算計上の予定はございますか。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

小学校移転については、一番大きいネックはどうしても財政問題だというふうに思っています。教育委員会としては、しっかり検討しながら、なるべく、できるんかなと思ったり、無理なんかなと思ったり、そこら辺を最終的には町長の判断にお任せせんらんなというふうに思っています。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

後もう一つは、避難路の整備なんですけれども、愛宕神社へ上がっていく避難路の、雨の降った後、ちょっと危ない状態ということで、随分以前にお願いしてるんですけども、そ

れは来年入る予定はありますか。

○議長（水谷育生君）

山下会計管理者。

○会計管理者（山下真一君）

愛宕のほう、ご覧になったか、10月に整備というかきれいにさせていただいて、歩けるような今状態になっています。ただ、これ毎年台風シーズンになると、山からやっぱり葉っぱやらいろんなのがあって、毎年、何か清掃なり、何か手立が必要かなと思います。今後も、また対応させていただきます。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

僕、10月にしてもらったの見てなかったの、また、見せてもらってきます。後、もう1件、妙見山へ上がっていくところですね、そこもお願いはしてたんですけど、お寺からじゃなくて裏から上がっていくほうというんですか、あそこのほうはどうなりそうですか。

○議長（水谷育生君）

山下会計管理者。

○会計管理者（山下真一君）

一応、10月に同じように妙見のほうも清掃させていただいておりまして、ただ、専門業者がやっているわけじゃないので、歩けるというか、避難できるという程度まではしています。ただ、崩れもやっぱりあるので、今後、手立が必要かというふうに考えておりますので、その辺もまた検討させていただきます。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

雨のたんびに手入れしていただくのも大変だと思うので、最終的な解決策は引き続き模索していただきたいと思います。後、来年度の予算で、もし電子化とか、ペーパーレス化で何か関連の予算とかがありましたら教えてください。

○議長（水谷育生君）

森尾総務課長。

○総務課長（森尾 伸君）

今のところ計画はないんですけど、ペーパーレス化については、今、精査をしている段階でございます。来年度に乘せるかどうかというのは、今、計画はないという状況です。前向きに考えております。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

後、これは先の議会でもお話させていただいたんですけども、地域包括支援センターと社協さんとの連携ということで、前回、デメリット、メリット検討いただくということだったんですけども、それが来年度何か新しい動きにはつながりますでしょうか。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

この前の議会でも本当に花村議員さん言われたように、メリット、デメリットございます。今後につきましても、もっとそういうことを精査しまして、また、いろんな高齢者施策にとっていい方法を考えていきたいと思っておりますので、このまま令和5年度につきましては、現状のままいきたいと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

メリットは言わなくても分かると思うんですけども、要は高齢者福祉の情報交換が密になるということで、当然、サービスのアップにつながると思っております。デメリットに関しては、どのようなことを想定されましたか。

○議長（水谷育生君）

前田住民福祉課長。

○住民福祉課長（前田かなみ君）

もしもまた、今、包括支援センターのほう直営でやっておりますが、委託になった場合とかは、その手続的な問題とかもございますし、また、町民さんとかへの広報とかいろいろございますので、もう少し本当にメリット、デメリットのこと考えて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

とりあえず、第一歩は今の包括さんの事務所と社協さんの事務所、同じ場所にしていただくのがまず第一歩で、そこからまたいろいろ見えてくるのではないかなと思うんですけども、その辺、よその機関さんとも関係することですので、よろしければ町長、副町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

そうですね、包括は直営と言いますか、役場内福祉課内にありますけれども、社協との連携ということも含めまして、全体的に考えて結論を出さないかのかなと思っております。今、恐らく担当課についても、デメリット、メリットについて、本当にどうなのかということで検討していると思うんですよ。そこら辺を参考にちょっと検討、決定させてください。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

では、引き続き精査のほうをよろしく願いしておきます。最後、来年度の予算で何か広報と言いますか、最近思うんですけれども、NHKの全国ニュースとか見ても、ある自治体で新しい取組とかってニュースするんですけど、太地では昔からやっていることだったりするんですね。なので、そろそろ町長の30年計画の20年近く迎えてきて、大分でき上がってきてるところだと思うので、そろそろ広報、対外的な情報発信をもう少し取り入れていただければ、より太地の魅力が発信できるんじゃないかなと思うんですけれども、そのようなことはご検討いただけますか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、花村議員言われたとおりだと思うんですよ。例えば、給食費についても、数年前からやってるんですけど、最近やり始めたというようなところがいろいろ新聞賑わせておりますけれども、先日も町長とお話してるときに、町長が情報発信について、もうちょっといろいろ考えようやないかというような、そういうことで進めておりますので、来年度に向けて頑張りたいと思います。以上です。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

先日、中学生議会があったんです。その中で、那智勝浦町が定期的補助をしとるということをお子から教えていただきまして、やっぱりそういう点では、今副町長言いやあるように、積極的に情報発信せんと、今、子供らはインターネットで分かることが一番の理解をするみたいなので、僕もやったほうがええなというふうに思います。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ぜひ、来年度予算に向けて、より具体的な議論をお願いします。続きまして、②の入学祝金、通学定期、ブルーム・白馬・修学旅行についてなんですけれども、まず、入学祝金って書かせていただいて、この呼び方が正しいのかも分からないんですけど、ここでは仮称ということで、入学祝金について、もし今、現状を把握されている数字がありましたら教えていただきたいんですけれども、こども園は月齢によって大分違ってくると思いますので、小学校入学時に幾らぐらいかかっているのか、中学校、高校入学時、それぞれ準備費用どれぐらいかかっているかとお考えでしょうか。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

ちょっと高校は十分把握できてませんので、また、後ほど精査をしたいと思います。小学校の入学時に、一番保護者がかかるのはランドセルなんですね。ここにも資料を小学校から提出してもろたんですが、ランドセルもピンからキリまであって、金掛けりゃとんでもない金額になるようですが、大体うちの子供たちが5万円ぐらいかなというふうに出てきています。それで、そのほかにも上靴とか、体操服とか、当然要るものを含めたら、大体6万近いかなって、小学校で出てきております。それから、中学校も同じように、中学校の一番金かかるのは何て言うても制服なんですよ。それらも含めながら、ジャージ類とか、体操関係の物なんか非常にお金がかかってます。これも大体6万ぐらいかかるかなと。それで、こども園は入園するのはゼロのときもあれば1歳、2歳といろいろあるので、確実なところは言いにくいんですけど、最低、ありがたいことに制服は貸与してる、ということもあって、大体1万前後でいけるん違うかと、そういうふうな状況を把握しています。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。次に、通学定期についてですけれども、バスに関しては、先ほど筋師議員の提案もありました、答弁にありました、無償化していただくということで、ぜひよろしく願いいたします。今度、先ほどもありましたけども、子供議会からもありました、電車の通学、串本までの通学、新宮までの通学、どれぐらいかかっているか、もし把握されてましたらお聞かせください。

○議長（水谷育生君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

一番率がいいと言いますか、定期で買うと6か月が一番率がよくなると思います。新宮まで3万8,650円、紀伊佐野駅まで2万9,720円、串本まで4万400円が6か月ごとに係るということで、大体年間この倍係るというふうに考えてます。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。次に、ブルーム・白馬、小学校の修学旅行、中学校の修学旅行で保護者の旅費負担というのは現状どのようになっていますでしょうか。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

ブルームは、ほぼ全額に近い形で町で負担をしていただいておりますが、いろいろ大阪へ行くまでとか、飛行機へ乗るまでに要するような食事代とか、そういうことで一応5万円徴収しています。それから、白馬は今年5年生、6年生、コロナで行けてなかったんで、その子らを連れていくということで、今、着々と準備を進んでますが、大体ほぼ教材教具費などをあてながら、ホテル代の2泊分の2万円ぐらいかかっている、この分を何とか今年予算計上したいなというふうに私自身は考えています。申し遅れました。中学校の修学旅行で大体8万円近く、それから小学校で6万から7万、これは時によって子供の数が今一番少ないときに来たあるんです。花村さんとこの息子さんも今6年生で5人とかそういう状態になってきてるんで、これをバス代1人分充てると、時にはぼかんと金額跳ね上がったりするんですが、大体7万近いかな、7万、8万ってそういうところに推移しています。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。そうしましたら、入学祝金に関しましては、いつ、どのような形でスタートを考えていただいておりますか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

できたら、議員のご理解いただけたら、令和5年度から実施させていただけたらありがたいなと思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

金額的な数字はもう出てますか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、検討しております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

通学定期については、どのような形でいつごろの予定でしてますでしょうか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

通学定期につきましても、できたら子育て支援ということでやりたいと考えております。令和5年度から。一応現在のところそう考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

最後、この旅費負担に関してはいかがでしょうか。どのようなタイムスケジュールで。ブルーム・白馬・小中学校の修学旅行費ですね。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

教育長、先ほど申しましたように、教育委員会のほうではいろいろそれに向けて努力しておりますが、実施について、どのようになるかと、全体見てまた考えさせていただきたいと思っておりますので、これにつきましては、来年度できるかどうかというのは、今のところちょっと何とも言えません。伸ばす可能性も十分あります。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。それでは、3番の町長の政策、子供は町の宝についてお尋ねしま

す。先ほどから、金銭的な話ばかりお聞きしてたんですけれども、それだけを捉えてしまうと、ただのサービス合戦、無料化サービス合戦みたいに、そう捉えられてしまいそうなんですけれども、そうではない町長の子供は町の宝という政策は、とっても温かい心の通った政策なんだなということを改めて気づかせていただきました。振り返ってみれば、町長さんに子供たちに対する姿勢というのは、空手を教わった方とか、もしくはその保護者さんとかだったら分かると思うんですけれども、当時から一貫されているんですよ。教えやしてもらてるんやから、お金らもうたらあかんよって、何度も僕も聞かせてもらったことがあります。昔から一貫した姿勢だったんですよ。また最近、町外の方から太地は金持ちでええよって、何回か言われたんですけれども、恐らく先日配布した商品券の金額とか、そういうことだと思うんですけれども、そのたびに僕は太地みたいな小さいまちは金持ちではないよって、大変な思いしてやりくりしてくれてるのは間違いないよってというふうに答えています。自主財源2割の自治体が、果たして幾らの積立金を積んでおくのが適正なのか、この議論は尽きることはないと思うんですけれども、少なくとも私は何十億も積立金を積んで、ただの安心の材料として眠らせるよりも、生きた予算編成に活用して行って、交付税措置された予算はぎりぎりまで工夫してぎりぎりまで努力して、ちょっとでも住民サービスに還元していく、その姿勢のほうが僕は尊い姿だったと思いますし、私自身そうありたいと思っています。町長は、常々子育てにはなるべくお金のかからんようにしやなあかんよ、子供は親を選べやん、子供に責任はないんやよ、太地に生まれ育った子供たちには、同じスタートラインに立って社会に出ていってもらいたいとおっしゃっていますが、最近になってようやく私もその深い意味、深い思いというのがやっと分かりかけてきたのかなと思っています。そこで、改めて最後にお尋ねいたします。まず、太地町の教育をつかさどる教育長の立場として、町長の政策、子供は町の宝について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（水谷育生君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

全く町長と一緒に考えて、私も町長と朝7時からずっとこの間、十四、五年、政策論議を戦わせてきまして、そこでつくり上げた政策ですので、全く一緒です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

それでは、次に事務方のトップの立場として、副町長として子供は町の宝について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（水谷育生君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、花村議員言われたようなことをやっぱり最終的に実現すべきですね。その町長の補佐をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

ありがとうございます。最後に、町長さんのお考え改めてお聞かせください。

○議長（水谷育生君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

私自身は、子供は町の宝物で、子供は親を選べないで生まれてくると。だから、我々のときは貧乏、貧乏じゃないって、南極行きの鉄砲さんもおりましたし、ボースンもおって、いい靴はいたり、長い鉛筆持っていたり、そうありました。また、お金のない人は学生服だけで、ここで鼻がついて、どろどろのずっと着てた子もあつた。そういう中で、今はそういうこともないんでしょうけど、そういう体験談から、私自身はこのまちの財政が安定してきたら、30年以内に必ず早い時期で子育てがしやすい状況というのはどういうことなのかと、それはまず無償化、また、健康の問題、学校給食、また最終的には朝と昼とやりたい。そして、健診制度を充実して、家と医者と学校がお互いのそういう血圧が140を超えたら大変なるよというミニドックみたいな形までやりたいと。空手のことを言われましたけど、もともとここに海野議員はおられまして、事務局長のときに我々は教えるということじゃなくて、教えさせてもらうんだと、そういうことでできるだけお金を取らないようにして、みんな父兄も皆ボランティアでやって、子供さんにはできるだけお金かからないようにスポーツをしてもらおうというのが、我々と海野さんたちが何十年かやってきたかな、東京でもどこでも行って。だから、そういうお金を取らないで、できるだけ大人が子供に対して奉仕するというのが、このまちの私たちが言う子供は宝物、まち全体で育てようという、その家で、最近もありましたよね、中学校の制服が買えないと、買えないから買えない人に補助をしようと言ったら、将来的に傷がつくよね、私はそのとき家で買えやん、それで買ってもらったんやという、そういうことやなしに、そういう制度化をちゃんと整えてやろうと、それができるだけまちの財政バランスも考えながら、今、副町長はかなり踏み込んで言ってくれましたが、その来年度の予算で定期はこの前切実に子供議会のとき訴えてました。必ず来年度の予算で提案しようと思っております。そして、バスの無償化、これは中学校も何回もやってくれっていつてできなかったことですけど、来年やろうと思っております。今言った三つについては、

祝金と、それはやろうと。だけど、ブルームとか、修学旅行とかは、これはやるというのは、ある程度できますけど、後のは財政とよく相談して、何回も言うように、実質公債費比率のところが花村さんは言われましたけど、楽にやるならなんにもやらないで積立金ばかりしてたらいいんですよ。それも本当に簡単なこと。だけど、ぎりぎりのところで我々が16ぐらいのところまでいくぐらい住民サービスをやるよって決めてるんで、多分そこまでやったらいろんな議論が出てくると思うんですが、県も巻き込んで、県の財政も巻き込んで、ただ、我々が注意しないといけないのは、平成16年のときに、ここにそういう知っている議員が2人ぐらいおるのかな、その当時の。国のそういう財政指数を見て、潰れていくんだ、このままじゃ何もやらんほうがいいよ、隣のまちに助けてもらうんだって、そういう議論もありましたが、交付税制度の仕組みをはっきり知らないで、2割自治が何で積立金ができるんだということ、私も議員のときいつもおかしいなって思ってたんですよ。そういう中で、我々は県の財政ともしっかり協調しながら。ビジョンを確かなものにして、県が、国が、補助金を認めるということは、民間と一緒にですよ。民間の人が事業をやるのにお金借りに行って、悪かったら貸してくれませんので、これは県や国はもっと厳しいので、追跡調査もして、監査も入りますし、そういう中で議会に提案して、理解の得られる議決をいただいたことで進んでいくということなんで来年度の予算にそういうことを提案して、通るか、通らんかは別として、ぜひ提案したいなど、そのように思ってます。後のことは後のことで、また財政バランス等見ながら、徐々に進めていって、必ず30年以内に全てのことが解決できるように努力していきたいなど、そのように思っております。以上です。

○議長（水谷育生君）

9番、花村君。

○9番（花村 計君）

はい、ありがとうございます。本当に分かりやすい例で県がお金を貸してくれる限り、実質公債費比率がたとえ16を超えたとしても、18、19になったとしても、30年計画の中で完結する事業ということで、どんどん前に進めていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水谷育生君）

花村計君の質問を終わります。

先ほどの議案第46号 令和4年度太地町一般会計補正予算（第5号）の質疑の中で、町長より答弁漏れの申出があります。答弁願います。執行総務課副課長。

○総務課副課長（執行貴弘君）

家屋の解体のところのご質問で、解体する家屋の坪数について漏れておりましたのでお答えさせていただきます。約14.8坪ぐらいの家屋を解体する予定です。もう一つ、電気料

の高騰のところの質問で、ソーラーに係る賦課金についても上がっているのかというご質問だったんですが、これは特段この部分の上がりはありません。以上です。

△散 会

○議長（水谷育生君）

本日はこれで散会いたします。明日は午前9時より引き続き、一般質問を行いますので、ご参集願います。

散会 午後2時57分

太地町議会議長 水谷 育生

太地町議会議員 久原 拓美

太地町議会議員 塩崎 伸一